

平成 20 年度第 1 回鎌ヶ谷市障がい者地域自立支援協議会議事録

日時 平成 20 年 7 月 23 日 (水)

場所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター 4 階研修室

出席者 16 名 (3 名欠席)

- 議題
- 1 相談支援事業の現状と課題
 - 2 鎌ヶ谷市障がい福祉計画について
 - 3 その他

議事概要

1 開会

2 部長挨拶

3 会長挨拶

(会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきまして、有難うございます。

今日は、本年度第 1 回目の協議会ということになりますが、相談支援事業の状況や課題、障がい福祉計画についてご検討いただくことになっております。

議題に入る前に、委員の変更をお知らせいたします。人事異動に伴い社会福祉課の右京委員が退任し、代わりまして三橋委員が任命されました。本日は、都合により欠席されておりますので、お名前だけの紹介とさせていただきます。

なお本日は、つくし特別支援学校の松尾委員と船橋公共職業安定所の今津委員、NPO 法人きららの松村委員が、所用によりまして欠席とのことですが、今津委員に代わりまして所長の渡邊様出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

本日の傍聴者は、5 名でございます。

ガイドヘルパーも同席しておりますので、よろしく願いいたします。

4 議題の 1 相談支援事業の現状と課題について

(会長)

それでは、ただいまより、障がい者地域自立支援協議会の議題に入ってまいります。はじめに、議題の 1「相談支援事業の現状」について、事務局から説明をお願い

いします。

(事務局)

それでは、相談支援事業の実施状況について、報告いたします。

自立支援協議会の設置は、相談支援事業を中心として、地域の障がい者福祉のシステムづくりに関し、中核的な役割をはたす定期的な協議の場であるとされております。

その中で、協議事項として、「相談支援事業に関し、委託事業者の運営評価等に関すること。」を定めておりますので、皆様のご意見をいただき、利用促進に継げるものです。

資料の3ページをご覧ください。

相談支援事業は、障害者自立支援法の中で、全国統一的に行う自立支援給付事業と、市町村が地域の特性を生かし弾力的に実施できる地域生活支援事業に区分された中で、地域生活支援事業の中の必須事業の一つとして制度化されています。

鎌ヶ谷市では、平成19年4月から、2箇所の事業所に委託して、障がいのある方や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、福祉サービスの利用援助等の必要な支援を行っております。

委託事業所は、主に知的障がい者を対象とした知的障がい者入所更生施設「もくせい園」と、主に精神障がい者を対象とした「サポートネット鎌ヶ谷」の2箇所で、身体障がい者に関しては、市役所で対応しております。

対象者としましては、原則として、本市に居住する障がい者及びその保護者又は障がい者等の介護を行う者となります。

相談支援事業の主な内容は、福祉サービスの利用援助として、サービス情報の提供、サービス利用の助言、介護相談、利用申請の援助など、社会資源を活用するための支援として、施設作業所等の紹介、福祉機器の利用助言、生活情報の提供など、社会生活を高めるための支援として、健康管理、趣味、余暇活動などの助言指導など、ピアカウンセリング、権利擁護のために必要な援助として、成年後見制度の活用、地域福祉権利擁護事業などの活用、専門機関の紹介などとなっております。

続いて、平成19年度の実績ですが、4ページの「もくせい園」の実施状況では、年間合計で8件の相談があり、来園が4件、電話相談が4件で、相談内容別では、作業所や施設の紹介が3件、就労関係が2件、福祉サービス関係が3件となります。

また、サポートネット鎌ヶ谷では、123件の相談があり、電話が57件、来所が66件で、相談内容別では、医療が36件、年金経済関係13件、作業所34件、社会資源や制度4件、日常生活31件、就労が5件となっております。

相談ルート別では、市33件、広報9件、家族会33件、保健所28件、鎌ヶ谷工房12件、不明8件となっております。

相談支援事業については、平成19年度から委託を開始した事業ですが、課題とし

ましては、知的障がい者の相談実績が低迷していること、相談が市役所に集中化すること、サービス利用計画いわゆるケアプランの作成がほとんどないこと、身体障がい者の相談窓口が市役所だけであることなどですが、平成20年度からは、毎月市役所において定期的に出張相談を実施しております。

(会長)

以上説明がありました。何か質問等がございますか。

(委員)

相談員の数と、訪問相談どの状況を教えてください。

(サポートネット鎌ヶ谷)

相談支援専門員は3人で、常時1名が在籍しています。

生活保護の申請で、役所に同行したケースなどの例が3回ほどあります。

(もくせい園)

専門員は4名おります。常時1名が相談にあっております。

今年度から、市役所で出張相談の日を設けていて、5月4人、6月はゼロ、7月は3人の相談がありました。

(会長)

ほかに質問はありますか。

なければ、次の議題に移ります。

5 議題の2 鎌ヶ谷市障がい福祉計画について

(会長)

続きまして、議題の2「鎌ヶ谷市障がい福祉計画」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、次に鎌ヶ谷市障がい福祉計画の見直しについて、説明いたします。

障がい福祉計画につきましては、資料の7に説明がございます。

障がい福祉計画は、平成18年4月より施行された障害者自立支援法により、市町村に策定が義務付けられた計画で、障がい福祉サービスが安定して提供されるよう本市のサービス量と、サービス量を確保するための方策などを定める計画です。

第1期の計画期間は、平成20年度までの3年間で、平成20年度にはさらに必要な見直しを行い、平成21年度から23年度までの第2期計画を策定します。

主な目的としましては、地域のニーズに応じた障がい福祉サービス等の必要量を適格に見込み、必要な費用を確保する。地域生活支援事業の実施に関する事項を定める。その他障がい福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し、必要な事項を定めることとなっております。

自立支援法との関係では、国は、基本指針において、障がい福祉計画作成にあた

って基本となる理念、サービス見込み量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取り組みなどを定め、市町村及び都道府県は、国の基本指針を踏まえ、平成23年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、数値目標を設定し、障がい福祉計画を策定することとなります。

鎌ヶ谷市障がい者計画との関係においては、障がい者計画は、障害者基本法に基づき、障がい者にかかわる全般の基本的施策を定める計画で、平成11年3月にこの計画を策定しています。その後、障がい者を取り巻く環境は、支援費制度の実施による契約制度への移行など大きく変化したため、平成18年度に見直しを行い、平成22年度までの計画を策定しております。

国の指針によりますと、計画策定にあたって留意すべき事項として3点あり、障がい者等の参加として、サービスを利用する者のニーズを適切に把握するため障がい者等の意見を聞くこと、地域社会の理解の促進として、地域住民、障がい者、企業等の幅広い分野から参加を求めること、総合的な取り組みとして、地域生活への移行、就労促進などの面から雇用、教育、医療等の関連する期間の参加を求め、数値目標の共有化を進めることとなっております。

これらのことを踏まえ、本協議会におきまして計画へのご意見を伺うこと、加えて、素案に対するパブリックコメントを行うことを考えております。

障がい福祉計画の見直しのスケジュールについてですが、14ページにお示しましたが、この計画が、各年の10月1日の数値で目標値を定めているところから、今年の10月1日を過ぎて見直しに着手したいと考えております。

第2期は、21年から23年までの3年間ですが、実績を集約し12月までに素案を作成したいと考えております。

中間報告を兼ねまして、今年の11月に1回、来年の3月に1回の協議会を開催し、ご意見を伺いたいと考えております。

それでは、次に、前回の協議会で簡単に障がい福祉計画について紹介しておりますので、もう少し詳しく説明いたします。

お手元の資料の9ページ以降になりますが、この計画の根拠は、障害者自立支援法の88条になります。

この計画に定める事項としては、4点あり

指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み。

指定障がい福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み量の確保のための方策

地域生活支援事業の獣類ごとの実施に関する事項

その他の障がい福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

となります。

また、国の指針と県の指針を16ページに示しましたが、国の指針としては、整備目標として

平成17年10月の時点から23年度の目標として、1割が地域生活に移行する。

受け入れ体制が整えば退院可能な精神障がい者数を県全体で2700人とし、退院を促進すること。

就労移行の促進として、平成17年度実績の4倍以上の人数を福祉施設から一般就労させること。就労移行支援事業の利用者は、現在の利用者の2割以上、就労継続支援事業利用者は、平成23年度末に3割がA型利用に移行するという目標があります。A型というのは、労働基準法に基づいた最低賃金の適用を受ける事業、B型は適用外で工賃を受ける事業です。

鎌ヶ谷市の目標値は、表のとおりですが、福祉施設から一般就労への移行が2倍の4人である以外は、県の目標設定に併せて計上しています。

一般就労への移行が2倍の4人と少ないのは、基準とした平成17年度の実績が2人であり、これは年平均としては多い年であったため、県と調整して修正し8人を4人としたものです。

入院中の退院可能精神障がい者数の30人という数値は、市で把握している人数ではなく、千葉県から人口割で示された人数ですが、入院費用の助成対象が20年ほどであるため、近い数字かと思っております。

また、9ページのうら面の上段の71人は、平成17年10月時点での福祉施設利用者数ですが、これには、通所施設も入所施設も含まれ、作業所は含んでおりません。その数値には、平成18年9月に市内に設置された通所更生施設「みちる園」は含まれていないため、現時点の利用者数とは30人ほど差が生じております。

目標数値は、国、県の指針に沿ったものですが、さらに入所待ちの待機者もいるので、1人退所しても、すぐに埋まってしまう現実もあります。

また精神障がい者の方が地域移行するといっても、いきなりグループホームなどへ移行できる方ばかりではないので、中間施設として訓練施設に入所すれば、その分施設入所者も増加する場合があります。

続いて、新体系のサービスごとの数値ですが、9ページ裏面の中程から後になります。

訪問系サービスでは、ホームヘルプサービスが新法によって細分化されています。

従来とは分類が異なるため、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障がい者等包括支援を一括した数値を示してあります。

この数値は、平成18年10月からのサービス支給決定の実績に基づいて、伸び率を勘案して見込んでいます。

(2)は、日中活動系サービスを示しております。

生活介護は、従来のサービスとしては、身体障がい者療護施設、知的障がい者更生施設、あるいは通所のデイサービスからの移行が想定されるサービスです。新体系のサービスでは、入所者についても日中と夜間のサービスが二分されることから、日中活動部分については、この生活介護が適用されます。

自立訓練は、身体障がい者が PT、OT などの療法士によるリハビリや、日常生活上の訓練を行うものです。

生活訓練は、知的障がい者、精神障がい者が食事や家事などの訓練を受けるものです。

就労に関する日中活動系サービスは、その下の 3 種類ですが、就労移行支援は、一般就労に向けての有期限、24 月のサービスで、就労継続支援 A 型、B 型は、当初、雇用、非雇成型といていましたが、本人の能力や年齢により区分され、A 型は 65 歳未満で雇用契約が必要です。

療養介護では、最重度の身体障がい者で区分が 5 又は 6 になりますが、筋ジストロフィーや重症心身障がい者に、医学的な管理の下で介護を提供するものです。

鎌ヶ谷市では、下志津病院に 1 名入所者がいますが、平成 23 年度の 7 人という数字は、重症心身障がい児の施設に入所者が 6 人いると言うことで、その施設がまだ新法に移行する予定が示されていないため、最終年度にまとめて計上しております。

児童デイサービスは、支援費以前は心身障がい児通園事業という名称の事業で、法定外の施設で療育を行っていたマザーズホームなどが移行したのですが、未就学児中心の 型と就学児が多い 型があり、この計画書作成時点では、市内に 型が 1 箇所あったのでその実績から示してあります。

平成 20 年 4 月から、市のマザーズホームが 型に移行しているため、今後大きく増加する見込みです。

短期入所については、入所施設に短期間宿泊するサービスですが、旧法では日帰り利用も可能でしたが、新法では宿泊のみの利用となっております。

続いて 10 ページ中段の居住系サービスですが、従来旧法では、施設サービス、居宅サービスというわけ方でしたが、新法では、日中活動と夜間ケアという利用ができるようになっていきます。

施設入所支援は、従来の入所施設では、更生施設、療護施設、授産施設などがありますが、その夜間のサービス部分で、実利用者の人数と考えてもらえばよろしいと思います。平成 18 年度 6 人、19 年度 30 人という入所人数を表示していますが、これは、新体系に移行する施設をかなり早く予定していたため、多くなっておりません。実際には、身体障がい者の入所施設は、早めに新体系サービスに移行しましたが、知的障がい者の施設は法律の見直しを睨んで遅くに予定しているため、実績数値では、18 年度 1 人、19 年度 10 人となっております。

共同生活介護、共同生活援助は、グループホーム、ケアホームのことをさしてい

ますが、基準値は、実際の利用者数ですが、入所施設や長期入院からの移行を見込んで、多く設定しています。

10 ページの(4)の相談支援は、介護保険のようにケアプランを作成し、指定相談支援事業者支援をする人の人数ですが、当初予測では多く見込んでおり、実際には、1人の利用者のみとなっています。この理由としては、対象者が、入所施設や入院からの地域移行であること、単身生活者であることなどと、かなり限定的なため、利用者が伸びていないことによります。

ここまでが、国にレベルで求められたサービスの数値設定で、以下は、地域生活支援事業として、鎌ヶ谷市が主体的に予定したものです。

相談支援事業については、鎌ヶ谷市内で「もくせい園」と「サポートネット鎌ヶ谷」が行っている相談ですが、千葉県提案の精神障がい者地域生活支援センターの委託事業も含めているため件数は多くなっております。

今後、この事業を拡大推進していくのが重要と思われれます。

市町村相談支援機能強化事業は、交付税措置による相談支援事業に加えて、専門的職員を配置し実施する事業で、地域生活支援事業として補助金が交付されます。

事業所数を、相談支援事業所数と同数としていますが、18年度はゼロ、19年度は共同委託事業の1箇所となります。

住宅入居等支援事業は、アパートの入居を希望する障がい者と大家との調整、保証人の相談などを行う事業で、今は実施しておりません。

成年後見制度利用支援事業は、申立人のいない障がい者に代わって市が申立人となる制度で、平成17年度から制度化していますが、これまで実績はありません。

コミュニケーション支援事業は、聴覚障がい者等への手話通訳の派遣などですが、市では常勤の手話通訳を現在、課に1名配置し、派遣手話通訳については、13名が派遣可能となっております。また、平成19年度から、課題であった要約筆記者の派遣も始めています。示した数値は、手話通訳の派遣を利用する登録者数を表示していますが、これでは分かり難いので、派遣回数又は件数で表示してはどうかと思っています。

次の日常生活用具給付事業は、主に在宅の重度障がい者の日常生活を支援するため、生活用具を給付するものですが、自立支援法施行前とほぼ同内容の事業として継続しています。

自立支援法により利用者負担が1割になりましたが、品目や基準額はほぼ同じです。自立支援法になって、補装具から移行した品目が数種類あり、また廃止されたものもあります。

数値は、過去の実績から見込んでおります。

移動支援事業は、自立支援法により、ホームヘルプサービスの中から通院介助と行動援護を除いたところを地域生活支援事業として移行したサービスですが、知的障がい者や精神障がい者、視覚障がい者、全身性障がい者などを支援の対象としています。

鎌ヶ谷市では、市民税非課税世帯については、利用料を無料としており、7月から所得の把握方法も本人と配偶者が基本となりましたので、今後さらに利用が見込まれると考えております。

最後に、地域活動支援センター事業についてですが、

この事業は、障がい者の日中活動の場を集約化した事業で、従来の小規模作業所、デイサービス、精神障がい者地域生活支援センターからの移行を想定して、利用人数で 型から 型に分類させています。

基礎的事業は、交付税措置、機能強化事業は地域生活支援事業補助金が追加交付されます。

示した数字は、市内のセンター数と県の共同委託事業を含んであり、鎌ヶ谷市から他市へ利用している作業所などは含んでおりません。

現在のところ、20年度では、小規模作業所が市内に4箇所ありますが、そのうち1箇所が基礎的事業でセンターに移行しており、機能強化事業部分では、鎌ヶ谷市役所の身体障がい者福祉センターのデイサービス部分だけとなります。

今後、小規模作業所からの移行が当面の課題となっておりますが、移行できない作業所についても支援は続けていきたいと考えっております。

その他の事業については省略しますが、12ページ以降に18年度と19年度の実績を示しました。次回は、この実績や国県の方針を踏まえ、修正値を示したいと考えています。

長くなりましたが、説明は以上です。

(会長)

ただいま、障がい福祉計画について事務局から説明がありましたが、何かご質問はございますか。

(委員)

生活介護、就労移行支援、就労継続支援の事業所名と友和園の今後についてどのようなようになっていきますか。

(事務局)

生活介護は、身体障がい者入所施設が先行し、誠光園の施設利用者と通所の施設ヴェルフ藤原の生活介護で、知的障がい者施設については、移行が遅れているため後半にまとめて増加すると思われます。

友和園の今後については、現在、作業所のままですが、新体系の移行を想定しており、保護者とは何回か話をしています。地域活動支援センターと個別給付事業へ

の移行が想定されますが、できれば安定的な運営のため生活介護と就労継続支援 B 型の多機能型法定施設へ移行させ、利用者の拡大を図りたいとかがえています。

現在の利用者は 24 名、施設も老朽化しており、バリアフリー化など身体障がい者への対応も課題となっております。

(委員)

障害者自立支援法が見直しされて軽減額が拡大されたと聞いていますが、グループホームで生活している人は、障がい年金だけでは 2000 円の負担も苦しい状況です。

本人負担を、無料にしている市もあると聞いているが、鎌ヶ谷市の考えは。

(事務局)

鎌ヶ谷市では、市町村主体で実施できる地域生活支援事業については、市民税非課税世帯について、移動支援事業と日中一時支援事業は無料としています。

法内の個別給付事業については、上限額の一元化などを行っている団体もあることは聞いていますが、無料としているところは少ないと思います。

鎌ヶ谷市では、自立支援給付事業については、今後も自立支援法の規定どおりに運用していく考えであります。

6 その他 障害者自立支援法の見直しについて

(会長)

ほかに質問がなければ、以上で主要な議題は終了します。

ほかに事務局から何かございますか。

(事務局)

障害者自立支援法が施行後 3 年目を迎えておりますので、抜本的な見直しをする予定となっております。

詳細については、これから検討し通知されるところですが、概要について公表されております。

まず、緊急に措置される事項として、評判の悪かった利用者負担について、軽減を 7 月 1 日から実施しております。具体的には、収入の把握を世帯単位から障がい者本人とその配偶者にする。低所得 1 と低所得 2 の世帯の上限額を半減する、児童の世帯について、軽減をさらに拡大することとなりました。

また、介護保険との統合を前提としないこと、報酬単価を事業所への配慮を加えて改定すること、利用者に分かりやすい制度とすること、障がい程度区分の見直しをすること、障がい基礎年金の引き上げ、就労支援の充実なども含まれております。

今後、詳細が明らかになれば、報告したいと思っております。

(会長)

障害者自立支援法の見直しについて説明がありましたが、なにか質問はありません

んか。

なければ、次回の会議について、事務局からお願いいたします。

(事務局)

次回の会議でございますが、11月を予定しております。

時間は2時から、場所は決定次第お知らせいたしますので、よろしくお願ひします。

(会長)

それでは、これで本年第1回の障がい者地域自立支援協議会を閉会とさせていただきます。

お疲れ様でした。

以上、会議の経過を記載し、相違ないことを証するため次に署名する。

平成20年8月27日

氏名 鮫 島 亘

氏名 飯 高 優 子